

## 第4章 計画の目標

本県の廃棄物をめぐる現状と課題、目標に対する平成30年度の達成状況や国の動向を踏まえ、県や市町村が施策を推進し、県民、事業者の発生抑制や再生利用の主体的な取り組みが行われることを前提に、計画期間の令和7年度における望ましい水準としての目標値を設定します。

### 1 一般廃棄物

#### (1) 排出量と処理状況の将来推計

##### ① 排出量の将来推計

過去の推移や市町村の推計値の集計をもとに、現状での取り組みが継続されることを前提に、令和7年度までの排出量を推計すると、一般廃棄物全体の排出量は平成30年度の299千トンから、令和7年度には289千トンとなると見込まれます。

そのうち生活系ごみは平成30年度の205千トンから、令和7年度には195千トンに、事業系ごみは86千トンから87千トンに、集団回収量は8千トンから6千トンに推移すると見込まれます。

##### ② 処理状況の将来推計

排出量の将来推計と同様に、令和7年度の処理状況を推計すると、再生利用率と最終処分量は、それぞれ17.0%、19千トンと平成30年度の水準を維持すると見込まれます。

項目	平成30年度	令和7年度	増減量	増減
排出量	299 千トン	289 千トン	△10 千トン	△3.3 %
生活系ごみ	205 千トン	196 千トン	△9 千トン	△4.4 %
事業系ごみ	86 千トン	87 千トン	1 千トン	1.2 %
集団回収量	8 千トン	6 千トン	△2 千トン	△25.0 %
再生利用率	17.0 %	17.0 %	-	0 ポイント
最終処分量	19 千トン	19 千トン	0 千トン	0 %
(最終処分率)	6.4 %	6.6 %	-	+0.2 ポイント

## (2)一般廃棄物に係る数値目標

### ①国の示す数値目標

国では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 2 の規定に基づく基本方針で定める都道府県廃棄物処理計画の改定を実施する際に参考となる数値目標を、令和 2 年 3 月の通知において次のとおり示しました。

- ・排出量：令和 7 年度に約 3,800 万トン
- ・再生利用率：令和 7 年度に約 28%
- ・最終処分量：令和 7 年度に約 320 万トン

項目	基準年度		目標年度		増減量	増減
	平成30年度		令和7年度			
排出量	4,272	万トン	3,800	万トン	△472 万トン	△11.0%
再生利用率	19.9	%	28	%	-	+8.1ポイント
最終処分量	384	万トン	320	万トン	△64 万トン	△16.7%

### ②本県の数値目標

#### ②-1 数値目標

項目	基準年度		目標年度		増減量	増減
	平成30年度		令和7年度			
排出量	299	千トン	266	千トン	△33 千トン	△11.0 %
生活系ごみ	205	千トン	173	千トン	△32 千トン	△15.5 %
事業系ごみ	86	千トン	87	千トン	1 千トン	0.9 %
集団回収量	8	千トン	6	千トン	△2 千トン	△25.5 %
再生利用率	17.0	%	25	%	-	8.0 ポイント
最終処分量	19	千トン	16	千トン	△3 千トン	△16.7 %
(最終処分率)	6.5	%	6.1	%	-	△0.4 ポイント

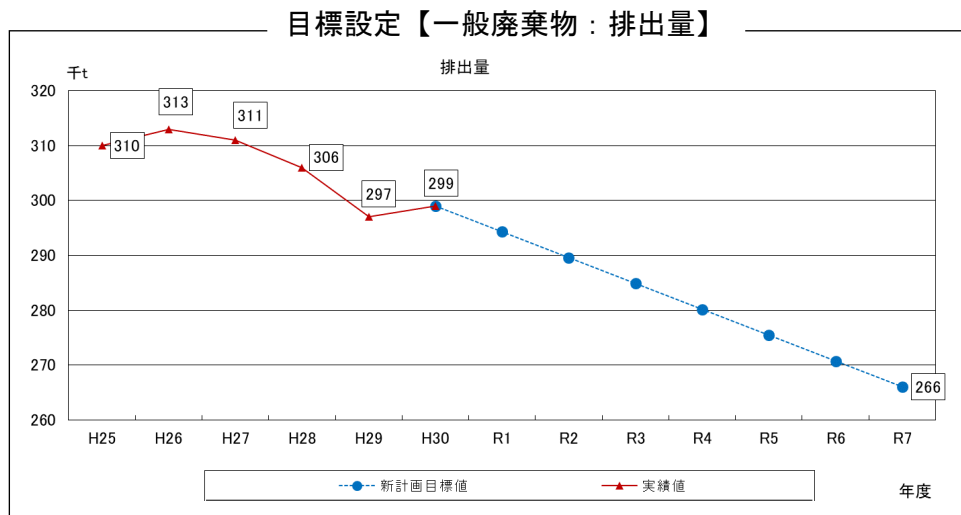
- ◆ 令和 7 年度の一般廃棄物の排出量は、平成 30 年度の 299 千トンから 266 千トンに削減することを目標にします。
- ◆ 令和 7 年度の再生利用率は、平成 30 年度の 17.0%から 8.0 ポイント増加し、25%にすることを目標にします。
- ◆ 令和 7 年度の最終処分量は、平成 30 年度の 19 千トンから 16 千トンに削減することを目標にします。

## ②-2 目標設定の考え方

### ア 排出量

現状の取り組みが継続されることを前提にすると、令和 7 年度は $\Delta 3.3\%$ と推計されますが、国は $\Delta 11.0\%$ を目標としていることから更なる対策が必要となります。

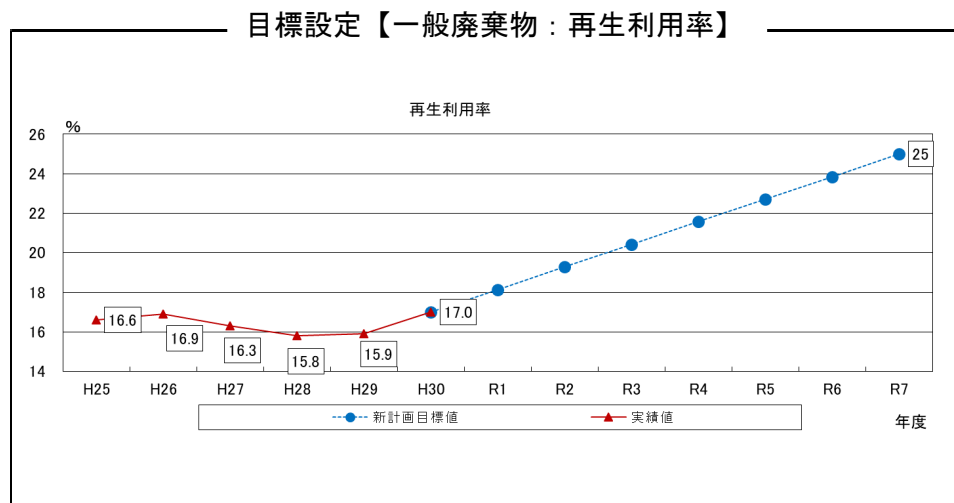
そのため排出量のなかで大きな比重を占める生活系ごみの発生抑制に重点的に取り組み、国と同等の水準である $\Delta 11.0\%$ の削減を目指します。



### イ 再生利用率

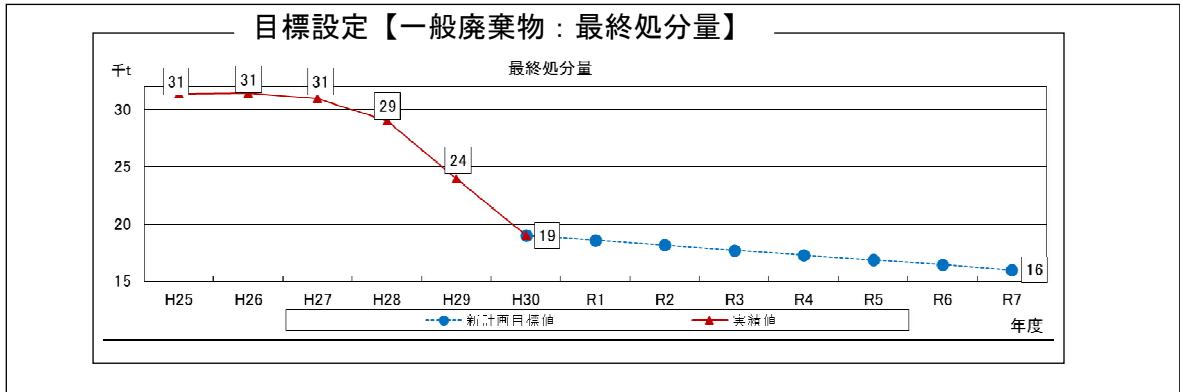
現状の取り組みが継続されることを前提にすると、令和 7 年度までの増減はないものと推計されますが、国は+8.1 ポイントの伸び率を目標としていることから更なる対策が必要となります。

そのため排出量と同様に再生利用量のなかで大きな比重を占める生活系ごみの再生利用率の向上に重点的に取り組み、国と同等の水準である+8.0 ポイントの伸び率とします。



## ウ 最終処分量

今後の発生抑制策や資源化への取り組みを勘案し、令和 7 年度の目標を 16 千トンとします。



### (3) 目標を達成するために取り組むことが必要と想定される施策

#### ① 1人1日当たりの家庭から排出されるごみの量の削減

##### ア 趣旨

本県の1人1日当たりの家庭から排出するごみの量は、全国平均値との差が拡大しており、その要因として再生利用可能なものをごみとして排出している点が考えられます。

このため、生活系ごみの発生抑制と再生利用率の向上のための取り組みにおいては、住民のごみに対する意識や行動の変革を促すこととし、以下の対策に重点的に取り組みます。

##### イ 重点的に取り組む対策

###### ＜発生抑制＞

- ・日頃、住民が排出するごみの処理に市町村でどれだけの費用がかかっているかを認識し、コスト面から発生抑制の意識を持つことが必要です。
- ⇒ 広報誌やホームページ等で明らかにするなど、ごみ処理コストの「見える化」を促進します。
- ・家庭ごみの中で大きな比重を占める生ごみ(例：食品ロス)やプラスチック類の発生抑制が必要です。
- ⇒ 家庭における発生抑制への効果的な取り組み等、親や子供など世代ごとに効果的に伝わる環境教育等を促進します。
- ・大量に排出する者が相応の負担をする「受益者負担の原則」を浸透させることが必要です。
- ⇒ 市町村が実施するごみ収集手数料の有料化を促進します。  
※新型コロナウイルスの影響による、いわゆる巣ごもり消費の増加や観光客数の減少により、総排出量の構成が大きく変動する可能性があります。

### <再生利用>

- ・集団回収活動が低調となるなか、再生利用を促進するための取り組みが必要です。
- ⇒ 住民が手軽に利用できるリサイクルステーションの優良事例を紹介し、市町村によるステーションの普及促進を図ります。
- ⇒ 住民レベルで再生利用を「楽しく」「お得に」実行できるよう、新たなアイデアを募り、施策へ反映します。
- ⇒ スーパーなどによる資源物の店頭回収量は統計に含まれておらず、再生利用率を引き下げる要因となっていることから、今後、再生利用率の実態を把握できる集計方法を検討していきます。

### <行政職員の資質向上>

- ・住民の活動を後押しする職員の資質向上が必要です。
- ⇒ 専門家など外部講師による県・市町村職員を対象とした研修を実施し、施策の充実強化を図ります。

### ウ 期待される効果

1人1日当たりの家庭から排出するごみの量の削減  
590g(平成30年度実績) → 437g(令和7年度目標)

## ② 高齢化社会への対応

### ア 趣旨

高齢化の進展に伴い、集団回収による資源物の回収活動が低調になることが想定されるため、より簡易な分別収集方法など地域の実情に即した対応が必要になります。

### イ 重点的に取り組む対策

- ・高齢化社会におけるごみ収集や分別の在り方について、県・市町村で勉強会を開催し、常に最新の情報を入手して、必要な施策の立案等に努めます。
- ・社会福祉協議会やシルバー人材センター等の高齢者のごみ出し支援の受け皿となり得る事業者と支援の在り方について検討します。

### ウ 期待される効果

- ・今後、更なる高齢化が進展しても、資源化率の向上や、ごみの適正処理が確保される社会が維持されます。

## 2 産業廃棄物

### (1) 排出量と処理状況の将来推計

#### ①排出量の将来推計

産業廃棄物実態調査の結果を基に、各産業の活動量指標の伸び率の見込み等に基づき推計した結果は次のとおりです。国では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2の規定に基づく基本方針で定める都道府県廃棄物処理計画の改定を実施する際に参考となる数値目標を、令和2年3月の通知において次のとおり示しました。

ア 排出量全体では緩やかに増加

イ 農業については減少、その他の業種については増加

#### 業種別排出量の将来推計

(単位:千トン)

項目	平成30年度		令和2年度		令和7年度	
電気・水道業	461	27.1%	467	27.3%	482	28.2%
建設業	509	30.0%	509	29.8%	510	29.8%
製造業	247	14.5%	254	14.9%	265	15.5%
農業	193	11.4%	185	10.8%	165	9.6%
鉱業	272	16.0%	277	16.2%	274	16.0%
その他	16	0.9%	16	0.9%	16	0.9%
合計	1,698	100%	1,708	100%	1,712	100%

#### 種類別排出量の将来推計

(単位:千トン)

項目	平成30年度		令和2年度		令和7年度	
汚泥	868	51.1%	882	51.6%	900	52.6%
がれき類	377	22.2%	377	22.1%	378	22.1%
金属くず	16	0.9%	17	1.0%	17	1.0%
廃プラ	53	3.1%	54	3.2%	55	3.2%
家畜ふん尿	192	11.3%	184	10.8%	164	9.6%
その他	192	11.3%	194	11.4%	198	11.6%
合計	1,698	100%	1,708	100%	1,712	100%

## ②処理状況の将来推計

現状における各業種別、種類別の発生量に対する再生利用量、中間処理減量化量、最終処分量等の割合が将来も同程度で推移すると仮定し、処理量を推計しました。

なお、再生利用量が減少するのは、再生利用率の高い農業からの廃棄物が減少することが主な要因です。

### 業種別処理状況

平成30年度実績

(単位：千トン)

業種	排出量	(構成)	再生利用量	再生利用率	減量化量	減量化率	最終処分量	最終処分率	その他量
電気・水道業	461	27.1%	30	6.5%	431	93.5%	0	0.0%	0
建設業	509	30.0%	480	94.3%	15	2.9%	14	2.8%	0
製造業	247	14.5%	128	51.8%	113	45.7%	6	2.4%	0
農業	193	11.4%	184	95.3%	9	4.7%	0	0.0%	0
鉱業	272	16.0%	210	77.2%	62	22.8%	0	0.0%	0
その他	16	0.9%	8	50.0%	7	43.8%	1	6.3%	0
合計	1,698	100%	1,040	61.2%	637	37.5%	21	1.2%	0

令和7年度推計

(単位：千トン)

業種	排出量	(構成)	再生利用量	再生利用率	減量化量	減量化率	最終処分量	最終処分率	その他量
電気・水道業	482	28.2%	31	6.4%	451	93.6%	0	0.0%	0
建設業	510	29.8%	480	94.1%	16	3.1%	14	2.7%	0
製造業	265	15.5%	137	51.7%	122	46.0%	6	2.3%	0
農業	165	9.6%	158	95.8%	7	4.2%	0	0.0%	0
鉱業	274	16.0%	212	77.4%	62	22.6%	0	0.0%	0
その他	16	0.9%	10	62.5%	5	31.3%	1	6.3%	0
合計	1,712	100%	1,028	60.0%	663	38.7%	21	1.2%	0

処理状況の将来推計

(単位：千トン)

項目	平成30年度		令和2年度		令和7年度	
排出量	1,698		1,708		1,712	
再生利用量	1,040	61%	1,042	61%	1,028	60%
中間処理量による減量化量	637	38%	645	38%	663	39%
最終処分量	21	1%	21	1%	21	1%
その他	0	0%	0	0%	0	0%

## (2) 産業廃棄物に係る数値目標

### ①国の示す数値目標

国では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2の規定に基づき、基本方針を策定していますが、令和2年度は改定を行わないこととした一方、都道府県廃棄物処理計画の改定を実施する際に参考となる数値目標を以下のとおり示しました。

- ・排出量：令和7度に約3億9,000万トン
- ・再生利用率：令和7年度に産業廃棄物の出口側の循環利用率(注18)を約38%
- ・最終処分量：令和7年度に約1,000万トン

項目	基準年度	目標年度	増減量	増減
	平成29年度	令和7年度		
排出量	384 百万トン	390 百万トン	6 百万トン	1.6 %
再生利用率	36 %	38 %	-	+2.0 ポイント
最終処分量	10 百万トン	10 百万トン	0 百万トン	0.0 %

※平成29年度実績の再生利用率は、国で数値を示していないため、国が新たに示した指標に基づき本県で算出したもの。

### ②本県の再生利用率

排出量と処理状況の将来予測において示した本県の平成30年度実績と令和7年度推計の再生利用率を、国が新たに示した再生利用率の計算方法で再計算すると、以下のとおりです。

項目	平成30年度(実績)	令和7年度(推計)
再生利用率	52 %	52 %

### 【参考：本県の再生利用率の算出状況】

年度	再生利用量	減量化量				動物のふん尿の直接再生利用量(※)	排出量	産業廃棄物の出口側の循環利用率＝再生利用率
		金属くず	ガラ陶	鉱さい	がれき類			
平成30年度(実績)	1,040千トン	0千トン	0千トン	0千トン	0千トン	163千トン	1,698千トン	51.65%
令和7年度(将来推計)	1,028千トン	0千トン	0千トン	0千トン	0千トン	140千トン	1,712千トン	51.87%

※環境省の産業廃棄物排出・処理状況調査報告書によると、排出量に対する動物のふん尿の直接再生利用量の割合は85%となっているため、当該割合を使用して本県の数値を積算した。

#### (注18) 出口側の循環利用率

これまでの再生利用率は、{再生利用量}を{排出量}で除した数値としていたが、今回の再生利用率は、国が新たに示した指標で、{再生利用量+金属くず、ガラ陶、鉱さい、がれき類それぞれの減量化量-動物のふん尿の直接再生利用量}を{排出量}で除した数値となる。



### ③本県の数値目標

#### ③-1 数値目標

項目	基準年度		目標年度		増減量	増減
	平成30年度		令和7年度			
排出量	1,698	千トン	1,712	千トン	14 千トン	0.8 %
再生利用率	52	%	52	%	-	0 ポイント
最終処分量	21	千トン	21	千トン	0 千トン	0.0 %
(最終処分率)	1	%	1	%	-	0 ポイント

- ◆ 令和7年度の産業廃棄物の排出量は、平成30年度から約1%以内に抑制し、1,712千トン以下とすることを目標にします。
- ◆ 令和7年度の再生利用率は、平成30年度の52%を維持することを目標にします。
- ◆ 令和7年度最終処分量は、平成30年度の21千トンを維持し、最終処分率は平成30年度の1%を維持することを目標にします。

#### ③-2 目標設定の考え方

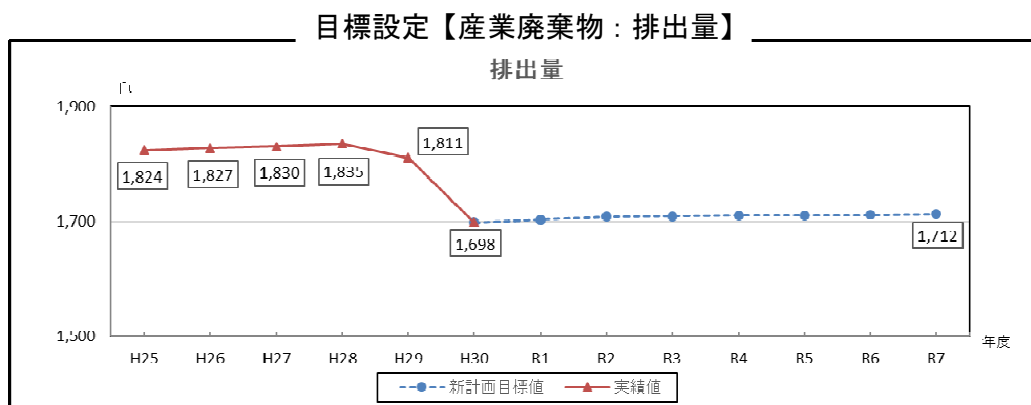
##### ア 排出量

排出量では、緩やかに増加することが予測され、令和7年度で1,712千トンと予測されます。

業種別にみると、電気・水道業、建設業、製造業、鉱業で増加し、農業で減少の見込みとなっており、種類別でみると、汚泥、がれき類、金属くず、廃プラで増加の見込みとなっています。

産業廃棄物の排出量は、経済動向に左右される面が大きいいため、将来予測に沿った1,712千トンを数値目標とします。

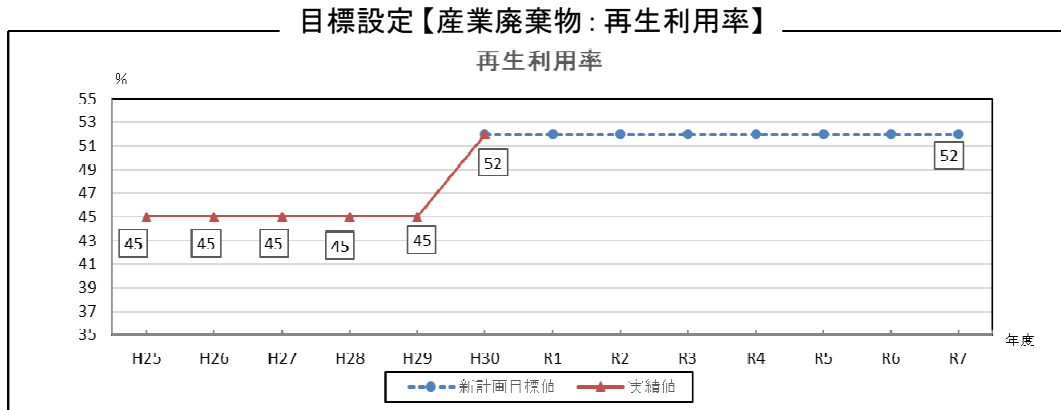
これは、平成29年度に対して令和7年度の増加を約2%に抑制するという国の示した数値目標以上の数値目標となります。



## イ 再生利用率

再生利用率は大きな変化がないことが予想されますので、令和 7 年度における将来予測に沿った 52%を数値目標とします。

これは令和 7 年度の再生利用率を約 38%にするという国の示した数値目標以上の数値目標となります。

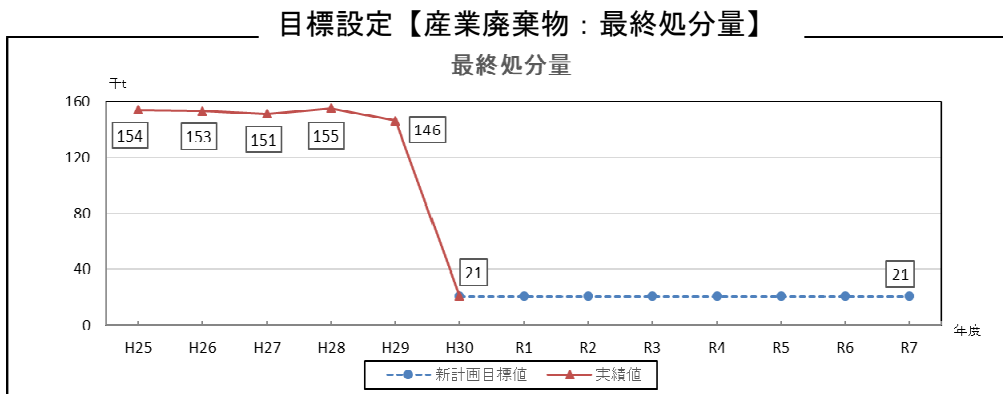


※これまでの再生利用率は、{再生利用量}を{排出量}で除した数値としていたが、今回の再生利用率は、国が新たに示した指標で、{再生利用量+金属くず、ガラ陶、鋳さい、がれき類それぞれの減量化量-動物のふん尿の直接再生利用量}を{排出量}で除した数値となったため、実績値及び新計画目標値は新再生利用率による数値を記載している。

## ウ 最終処分量

最終処分量は大きな変化がないことが予想されますので、令和 7 年度における将来予測に沿った 21 千トン为数値目標とします。

最終処分量にすると約 1%となり、これは令和 7 年度の最終処分量を約 3%にするという国の示した数値目標以上の数値目標となります。



## 第5章 各主体の役割と主な取り組み事項

日常生活や事業活動から発生する生活系・事業系一般廃棄物については、県民の環境問題意識の向上や、県民、事業者、行政の協働した取り組みにより、減量化やリサイクルが進み、一定の成果が表れてきていますが、その削減は全国と比較し進んでいない状況です。

また、東日本大震災や熊本地震、西日本豪雨や令和元年台風15号・19号等では、大量の災害廃棄物が発生し、その処理が大きな社会問題になったことから、平時からの大規模災害に備えた廃棄物処理体制の確保の重要性が改めて浮き彫りになりました。

このため県民、事業者、行政がそれぞれの役割を再認識し、主体的に行動するとともに、NPOや地域グループも含め相互に連携して取り組んでいく必要があります。

また、災害廃棄物についても、適正処理や分別、選別、再生利用による減量化など、適正かつ円滑・迅速な処理を可能とする廃棄物処理体制の整備を進める必要があります。

本計画では、次のとおり各主体の役割と主な取り組み事項を示します。

また、前章の「発生抑制等の目標」の達成に向けた参考指標として、各主体の行動目標を掲げます。

### 1 県民の役割と主な取り組み事項

#### (1) 役割

県民は、自らも廃棄物等の排出者であり、環境に負荷を与えていることや、持続可能な社会づくり・循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動するとともに、「物を大切にす文化」のもとで、より環境負荷の少ないライフスタイルへ変革していくことが求められています。

##### <発生抑制>

商品の購入に当たっては、簡易包装や繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、再生品の選択に努めるとともに、なるべく長期間の使用を心がけ、一般廃棄物の発生抑制に取り組みます。

レジ袋の辞退や食材の使い切り・食べ切り、生ごみの水切り・堆肥化、マイバッグ・マイボトル・マイはしによる発生抑制、フリーマーケットやフリマアプリによる製品の再使用といった2Rに取り組みます。

##### <適正な循環的利用>

一般廃棄物の排出に当たっては、市町村ごとの分別区分に応じて排出し、適正な循環的利用に取り組みます。

建築物等の解体工事に要する費用負担や廃家電製品の引き渡し、自動車リサイクル業者への適正な引き渡し等、法令に則り行動します。

## (2) 取り組み事項

### ①行動目標

○1人1日当たりの家庭から排出するごみの量※

25.9%(153g)削減      590g(H30)→437g(R7)      参考: 全国505g(H30)

### ②主な取り組み事例

#### ○買い物での取り組み

- ・マイバッグ等によるレジ袋の削減やリターナブル容器(詰替可能商品)の選択
- ・過剰包装や不要な包装の辞退、簡易包装商品や使い捨てでない商品、長期使用可能な商品の優先購入
- ・再生利用が容易な製品や再生品、リサイクル製品の優先購入
- ・レンタルやリース、中古品の積極的な活用
- ・食品の購入では、賞味期限に関する正しい理解を深め、適量の購入など、食品ロスの削減につながる購買行動

#### ○使用での取り組み

- ・マイはし・マイボトル等の積極的な利用
- ・使い捨て商品の使用自粛や商品の長期使用
- ・食材の使い切り、調理での生ごみを少なくする工夫、過度な鮮度志向の抑制等による食品ロスの削減

#### ○廃棄での取り組み

- ・かん、ビン、ペットボトル等の資源物の分別徹底、市町村の資源物回収や集団回収の活用
- ・ミックスペーパーの分別徹底
- ・生ごみの水切りや乾燥の徹底、積極的な堆肥化
- ・廃家電等の適正ルートでの排出や使用済み小型電子機器等のリサイクル
- ・フリーマーケットやフリマアプリなどを活用したリサイクル
- ・プラスチックの更なる資源化が実施された際の分別回収への協力

#### ○日常生活での取り組み

- ・ごみ減量、リサイクルを推進する地区指導員等への協力、ボランティアとしての参加
- ・不法投棄防止への理解と実践、監視・通報への協力
- ・外食における適度な注文、食べ残しの削減等(3010運動)により事業者の排出抑制への協力

## 2 事業者の役割と主な取り組み事項

### (1) 役割

事業者は、事業活動に伴い廃棄物を発生させることから、製品の開発・生産・流通・廃棄の過程において廃棄物の発生抑制や循環的利用を推進するための自主的・積極的な取り組みに努めるとともに、排出する廃棄物については法令に則り、排出者として適正処理を行う責任を有します。また、拡大生産者責任(注 19)を踏まえて、製品や容器等が廃棄物となった後の適正な循環的利用や処分につながる取り組みを推進するよう努める必要があります。

廃棄物処理業者は、廃棄物処理法等関係法令を遵守し、排出事業者から委託された廃棄物の適正処理や循環的利用を進めることが求められます。

### (2) 取り組み事項

<b>① 行動目標</b>
(H30基準 → R7目標)
<b>○事業系一般廃棄物排出量</b> 平成30年度に比べ、増加を約1%以内に抑制      86千t(H30)→      87千t(R7)
<b>○産業廃棄物排出量</b> 平成30年度に比べ、増加を約1%以内に抑制      1,698千t(H30)→ <u>1,712千t(R7)</u>
<b>② 主な取り組み事項</b>
<b>○生産過程の取り組み</b>
<b>発生抑制</b>
・廃棄物が発生しにくい生産工程や製品等への改善、原材料の使用
・リサイクル製品やエコ製品、長期使用可能な商品や詰替商品、製品のライフサイクルにおける環境負荷を考えた商品開発
・消費実態に合わせた容量の適正化
<b>循環的利用</b>
・設計・施工段階におけるリサイクルへの配慮や分別可能な製品開発
・建設資材等の再使用、リサイクル資材の利用
・消耗品類の繰り返し使用や使用済み物品・部品等の再使用
・廃棄物や再生品等の原材料としての使用、副産物の有効利用
・食品残さや生ごみ等、食品廃棄物の発酵処理や飼料、堆肥化による資源回収
・バイオマス発電等でのエネルギー資源としての活用

## ○流通過程の取り組み

### 発生抑制

- ・包装資材・梱包材の削減・再使用、運搬方法の効率化
- ・建設資材の運搬方法の効率化
- ・マイはしやマイボトルの利用推進により、ごみをできる限り発生させない商品の提供方法の工夫
- ・消費実態に合わせた容量の適正化等により、食品残さをできる限り発生させない食事や商品の提供方法の工夫

### 循環的利用

- ・リターナブルびん等の再使用可能容器や使用済み商品、資源ごみの店頭回収等
- ・容器・包装資材等の繰り返し使用、梱包材・型枠材の再使用、再生素材の容器・包装材等としての利用
- ・リサイクル資材・製品の積極的な利用・販売

## ○一般業務での取り組み

### 発生抑制

- ・消耗品類の繰り返し使用
- ・食品残さや生ごみ等、食品廃棄物の生ごみ処理機等での減量処理
- ・廃棄物減量計画の作成や取り組みの実践(主に多量排出事業者)
- ・「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」ことにより、様々な社会課題を解決する試みである「Society 5.0」に伴う環境変化への対応

### 循環的利用

- ・紙類、コピー用紙などの分別による資源化等、廃棄物のリサイクル
- ・グリーン購入(注20)やグリーン契約(注21)などへの積極的な取り組み
- ・事業活動により生じる廃棄物の再生利用に向けた再資源化、堆肥・飼料化等処理
- ・市町村や地域自治会との連携による資源ごみ回収への参加・協力

## ○適正排出、処理等への取り組み

- ・ISO14001(注22)の取得やエコアクション21(注23)等の環境マネジメントシステム(注24)の導入
- ・県、市町村によるごみ減量、リサイクル、適正処理のための施策への協力
- ・事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分別徹底による適正排出
- ・法令に則った廃棄物の保管や、産業廃棄物の処理委託でのマニフェスト交付による処理状況の確認等、責任を持った廃棄物の適正処理
- ・「山梨県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に則ったPCB廃棄物処理
- ・アスベスト廃棄物や感染性廃棄物の適正処理
- ・不法投棄防止への理解と実践、監視・通報への協力
- ・「優良産廃処理業者認定制度」、「山梨県産業廃棄物処理業者格付け制度」を活用した適正処理の取り組み

(注19) 拡大生産者責任

自ら生産する製品等について、生産者が、資源の投入、製品の生産・使用の段階だけでなく、廃棄物等となった後まで一定の責務を負うという考え方。

(注20) グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、市場に供給される製品・サービスの中から環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

(注21) グリーン契約（環境配慮契約）

製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約。

(注22) ISO14001

企業活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境パフォーマンスの改善を実施する仕組みが継続的に改善されるシステムを構築するための要求事項が規定されている。

(注23) エコアクション21

中小企業や教育機関、地方公共団体等においても容易に環境配慮の取り組みを進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合した環境配慮ツール。

(注24) 環境マネジメントシステム

企業や団体等の組織が環境方針や目標等を設定し、その達成に向けた取り組みを実施するための組織の計画・体制・プロセス等のこと。

山梨県でも事業者の立場で地球温暖化防止対策等を推進するため、独自の環境管理システムである「やまなしエネルギー環境マネジメントシステム」により、率先して事務事業における効率的な省エネルギー、環境負荷の低減を推進し地球温暖化の防止に努めている。

### 3 市町村の役割と主な取り組み事項

#### (1) 役割

市町村は、その区域内の一般廃棄物について、発生抑制に向けた県民、事業者の自主的な取り組みを促進するとともに、分別収集や再生利用などの循環的利用や廃棄物の適正処理を行う責務を有しています。

##### <普及啓発>

このため市町村は、自らの一般廃棄物処理事業を評価し、住民にごみ処理の現状(ごみ処理費用の「見える化」を含む。)や 2R・3R の効果、食育や賞味期限等の正しい理解についての情報提供や消費者教育等を通じて発生抑制に向けた意識改革を促すことなどにより、ごみ減量等の取り組みや適正処理を促進する必要があります。

##### <廃棄物処理施設の整備>

廃棄物処理施設の長寿命化やごみ処理の広域化など、安定的・効率的なごみ処理体制を構築するとともに、焼却施設更新の際には、熱回収による高効率なごみ発電施設等の導入や収集運搬における環境負荷のより少ない自動車の導入など、地球温暖化防止対策の更なる推進にも配慮した取り組みが求められます。

##### <災害廃棄物処理対策>

災害廃棄物の仮置場候補地の確保や市町村災害廃棄物処理計画等の策定・見直し、地域防災計画の見直しに加え、平時から災害対応拠点の整備や関係機関との連絡体制、広域的な災害廃棄物処理体制の構築等により、いかなる災害が起きた際にも対応できる廃棄物処理体制を整備する必要があります。

#### (2) 取り組み事項

##### ①行動目標

- 一般廃棄物処理計画に基づく施策の推進と計画の見直し
- 災害時にも対応できる廃棄物処理体制の整備

##### ②主な取り組み事項

###### ○生活系ごみの発生抑制のための取り組み

- ・出前講座や意見交換会などによる環境教育や啓発活動の充実
- ・ごみ処理の現状や2R・3Rの効果、循環資源の行方が学べ、ごみ減量等への意識改革につながる情報提供やごみ処理施設の見学機会の拡充
- ・広報・ホームページでのごみ処理費の「見える化」の強化
- ・ごみ処理の有料化制度(受益者負担の徹底)の検討・実施
- ・ごみ減量・リサイクルを推進する地区指導員等の育成・確保
- ・食品ロス削減推進計画を策定し、食育や賞味期限等の正しい理解についての消費者教育等による食品廃棄物の発生抑制に向けた意識改革
- ・プラスチックごみの発生抑制に向けた普及啓発



- ・その他プラスチック製容器包装の分別回収
- ・地域循環圏(注25)の構築に向けたプラスチックごみや生ごみ等の最適規模での循環的利用の検討

#### ○事業系ごみの発生抑制等のための取り組み

- ・事業者の意識向上に向けた広報等
- ・商工会など事業者団体を通じた働きかけ
- ・多量排出事業者への減量等の指導
- ・搬入検査体制の強化や搬入手数料の見直しの検討
- ・事業系資源ごみの回収体制の構築と事業者の取り組み支援
- ・公共施設での減量やリサイクルの率先的な実施
- ・学校給食での食品ロスの削減や、学校等から排出される食品廃棄物のリサイクル

#### ○再生利用の促進のための取り組み

- ・分別の正しい知識の普及に向けた広報や説明会等
- ・分別・資源化の実績や2R・3Rの効果、循環資源の行方の周知による意識啓発
- ・住民が利用しやすいリサイクルステーション等の資源物回収拠点の運営・増設
- ・ミックスペーパーやその他プラスチック、廃食用油等の収集品目の追加等による住民の分別機会の充実に向けた体制の構築
- ・資源ごみ回収を促す動機付け(奨励金や資源化物からの収益の還元等)の拡大や市民団体等のリサイクル活動への支援
- ・生ごみ堆肥化処理の拠点整備と利用促進に向けた住民、事業者との連携
- ・リユース・リサイクル事業者の指導・育成
- ・使用済み小型電子機器等の地域の実情に応じた回収体制の構築やの普及啓発
- ・溶融スラグの公共工事等への積極的活用

#### ○適正処理の推進

- ・一般廃棄物の処理コストの分析や情報提供に向けて国が示した3R推進のための指針の導入・活用
- ・一般廃棄物処理計画に基づく取り組みの推進と計画の見直し
- ・一般廃棄物の収集運搬における環境負荷のより少ない自動車の導入やバイオ燃料の利用等
- ・廃棄物処理施設の長寿命化によるごみ処理低炭素化の実現
- ・焼却施設の更新での高効率なごみ発電等エネルギー回収推進施設の導入による温暖化対策
- ・し尿処理施設の更新でのし尿や浄化槽汚泥と生ごみ等を併せて処理する有機性廃棄物リサイクル推進施設の導入による資源回収
- ・ごみ処理広域化に向けた他市町村・組合との連携
- ・新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の流行時に、廃棄物を安全・安定的に適正処理するための事業継続計画(BCP)の策定と体制整備
- ・廃家電等使用済み物品の無許可回収業者に対する県、警察等との連携による立入調査・監視指導

- ・不法投棄監視体制の強化や関係機関との連携による不法投棄防止対策
- ・高齢化社会における分別・収集体制の構築
- ・家電リサイクル法に基づく小売業者の引取義務のない特定家庭用機器一般廃棄物の地域の実情に応じた回収体制の構築や普及啓発
- ・水銀使用製品廃棄物の地域の実情に応じた回収体制の構築や普及啓発
- ・広域的な一般廃棄物最終処分場の適切な維持管理
- ・プラスチック回収の新たな動きに対する検討・対応
- ・障がい者への分別・ゴミ出し支援

#### ○災害廃棄物対策

- ・災害廃棄物処理計画や事業継続計画の策定・見直し、地域防災計画の見直し
- ・平時からの災害対応拠点の整備や関係機関との連絡体制、広域的な災害廃棄物処理体制の構築等を通じた強靱な廃棄物処理体制の整備
- ・処理能力に余裕を持った焼却施設の整備
- ・災害廃棄物仮置場候補地や必要な人員・資機材の確保
- ・広域的な一般廃棄物最終処分場の適切な維持管理

#### (注 25) 地域循環圏

地域の特性や循環資源の性質に応じて、最適な規模の循環を形成することが重要であり、地域で循環可能な資源をなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の環を広域化させることにより、重層的な循環型の地域づくりを進めていくという考え方。

廃棄物焼却施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業として、ごみ焼却に伴う廃熱回収による蒸気と発電電力を、周辺公共施設に供給し、災害にも強い自立分散・ネットワーク型のエネルギーシステムを構築する事例が紹介されている。

## 4 県の役割

### (1) 役割

県は、市町村に一般廃棄物についての技術的支援を行うとともに、産業廃棄物の発生抑制、処分等の状況把握や適正処理の推進など、県内の廃棄物処理の総合調整的な役割を有しています。

このため県内の廃棄物の状況を把握し、発生抑制や再生利用、適正処理を推進するための施策を実施していくとともに、低炭素社会との統合に向けて地球温暖化防止対策に配慮することが重要です。

また、国の廃棄物処理施設整備計画や災害廃棄物対策指針等を十分踏まえる中で、必要に応じて県災害廃棄物処理計画の見直しを行うとともに、通常起こりうる災害から大規模な災害までを想定した事前の備えとして、災害廃棄物の適正処理のための体制や施設の整備、人材の育成・確保、更には都道府県域を越えた広域的な対応などの観点から、関係機関・関係団体との連携を進めることで、いかなる災害が起きた際にも円滑・迅速に対応できる廃棄物処理体制を整備する必要があります。

## 第6章 廃棄物の発生抑制等のための県の取り組み

### 1 施策の方向

廃棄物に係る諸課題の解決を図るため、前計画から進めてきた廃棄物の発生の抑制や再生利用等のための取り組みを一層強化し、社会を構成する各主体との連携の下で、環境保全を前提とし、3Rの推進など循環型社会の形成を県全体で一体的に実行していく必要があります。その際、環境への負荷を低減するため地球温暖化対策に配慮しながら取り組みを進めていくことも重要となっています。

また、災害により生じた廃棄物についても、適正な処理を確保し、かつ、可能な限り分別、選別、再生利用等による減量を図った上で、円滑かつ迅速な処理を確保する必要があります。

県では、前章での県民、事業者、市町村等の取り組みを促し、それらを支援し、連携、協力しながら、廃棄物の発生抑制、循環的利用、適正処分の推進を図るとともに、災害廃棄物対策や不法投棄の防止対策を推進することとします。

### 2 施策の推進【一般廃棄物】

循環型社会の形成に向け、県民への啓発により取り組みを促進するとともに、廃棄物の発生抑制、再生利用、温暖化対策など一般廃棄物処理における3Rの推進や情報提供等に取り組む市町村を支援していきます。

また、県の災害廃棄物処理計画を適宜見直し、あらゆる種類の災害時に対応できる廃棄物処理体制を整備します。

#### (1) 発生抑制の推進

##### ①生活系ごみの発生抑制の取り組み支援

発生抑制の取り組みを促進するため、県民に対する普及啓発を行うとともに、市町村の取り組みに対する支援等を行います。

##### ②環境教育・環境学習の推進

一人ひとりが環境に関心を持ち、自らの責任と役割を理解し、行動に結びつく環境教育・環境学習を推進します。

##### ③事業系ごみの発生抑制の取り組み支援

事業者の自主的な発生抑制の取り組みを促進するため、環境マネジメントシステムを導入する事業者や環境保全に資する技術・製品開発に対して支援を行います。また、ごみ処理施設での搬入検査等、事業系一般廃棄物の削減に向けた市町村の取り組みを支援します。

##### ④循環型社会と低炭素社会を統合的に実現するための取り組みの推進

地球温暖化対策の実施が喫緊の課題であることを踏まえ、循環型社会と低炭素社会を統合的に実現するため、県民に環境にやさしいライフスタイルへの転換を促すとともに、「やまなしエネルギー環境マネジメントシステム」により県自ら率先して廃棄物の削減や省資源化に取り組みます。

#### ⑤プラスチックごみ等に対する発生抑制の取り組みの推進

「プラスチックごみ等発生抑制計画」に基づき、発生抑制対策(脱プラスチックの推進、プラスチック等の3Rの推進、散乱ごみ対策の推進等)及び環境教育・普及啓発を図ります。

### (2) 循環的利用の推進

#### ①一般廃棄物の循環的利用の取り組み推進

各種リサイクル法に基づく資源ごみの循環的利用を促進するため、市町村と連携・協力して県民に周知するとともに、市町村、事業者によるリサイクルの取り組みを支援します。

### (3) 適正処理の推進

#### ①一般廃棄物の適正処理の取り組み支援

一般廃棄物処理事業の効率的な運用と一般廃棄物の処理を適正かつ効果的に実施していくため、市町村に対し、一般廃棄物処理計画の見直しを促すとともに、「山梨県ごみ処理広域化計画」による将来のごみ処理施設の集約を目指し、施設の維持管理等に関する技術的支援や国の交付金等を活用した施設整備等の支援を行います。

#### ②し尿、浄化槽汚泥の適正処理の推進

下水道整備などと連携した生活排水対策の実施により、し尿、浄化槽汚泥の適正処理を推進します。

#### ③広域的な一般廃棄物最終処分場の運営

広域的な一般廃棄物最終処分場事業の円滑な運営に向けて支援を行います。

### (4) 災害廃棄物対策

#### ①災害廃棄物の適正かつ円滑な処理

災害により生じた廃棄物について、適正な処理を確保し、かつ、可能な限り分別、選別、再生利用等により減量を図った上で、円滑かつ迅速な処理を確保します。

### (5) 市町村に対する支援

#### ①国の施策、全国の事例の紹介

定期的に市町村担当者に対する研修会を開催し、国の施策や先進自治体の事例紹介(例:生ごみの分別回収、メタン発酵、高齢者社会における分別・収集体制)、外部講師による講演等を行います。

### 3 施策の推進【産業廃棄物】

排出事業者や廃棄物処理業者に対し、発生抑制等の取り組みや適正処理を促すため、普及啓発や指導を行うとともに、優良な事業者を支援していきます。

#### (1) 発生抑制の推進

##### ○事業者による発生抑制の取り組みの促進

事業者の生産活動や流通過程での自主的な発生抑制や減量化の取り組みの促進を図ります。

#### (2) 循環的利用の推進

##### ○産業廃棄物の循環的利用の取り組み支援

建設副産物のうち、原材料として利用の可能性があるものについては、極力再生利用や再資源化を図るとともに、家畜排せつ物、食品残さなどの廃棄物系バイオマス資源については、循環的利用を促進することにより、二酸化炭素排出を削減し、低炭素社会実現に向けた取り組みを支援します。

#### (3) 適正処理の推進

##### ①産業廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物の適正処理が確保されるよう、排出事業者に対して産業廃棄物の処理状況の確認義務について周知を行うなど排出者責任の徹底を図るとともに、国の優良産廃処理業者認定制度(注26)や本県の産廃処理業者格付け制度(注27)による優良な処理業者の利用を促進します。

処理業者に対しては、日常の指導監督や啓発事業等の機会を通じ、業界全体の底上げを図り、優良な産廃処理業者の育成に努めます。

また、廃棄物処理施設の安定的運営に資するためその設置に係る事前協議制度を適切に運用し、産業廃棄物処理施設・設備の整備については、低利融資による支援を行います。

##### ②有害廃棄物対策

PCB 特別措置法等に基づき PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の適正処理を推進するとともに、アスベスト廃棄物等の適正処理について指導監督を行います。

##### ③公共関与による廃棄物最終処分場の維持管理

公共関与による廃棄物最終処分場の適切な維持管理について指導を行います。

###### (注 26) 優良産廃処理業者認定制度

産業廃棄物処理業許可申請において、通常の許可基準よりも厳しい基準(遵法性、事業の透明性等)を達成した優良な処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する制度。

認定された処理業者は、通常よりも長い7年間、処理業の許可が有効となる、排出業者に対して自身が優良な処理業者であることをアピールできるなど、多くの利点がある。

###### (注 27) 山梨県産廃処理業者格付け制度

産業廃棄物の適正処理に加え、地域貢献や環境保全等に取り組む優良な産業廃棄物処理業者を格付けして公表する本県独自の制度。格付けは、評価基準の適合数に応じて4段階(☆～☆☆☆☆)で行う。

## 4 施策の推進【不法投棄対策】

県民の協力による不法投棄の監視体制の強化や関係機関と連携した未然防止対策を推進するとともに、近隣都県などと広域的に連携した取り組みを実施していきます。

### (1) 不法投棄防止対策の推進

#### ①不法投棄未然防止対策の推進

不法投棄等の未然防止、早期発見、拡大防止を図るため、県、市町村及び関係団体等で構成する廃棄物対策連絡協議会による監視パトロールや民間委託による休日・夜間監視パトロールを実施します。また、不法投棄監視ウィーク等啓発活動を実施するとともに、不法投棄監視協力員や協定締結団体の協力を得ながら、監視体制を強化し、市町村が実施する不法投棄防止柵等の設置支援など、県民、事業者、市町村、近隣都県などと連携した取り組みを推進します。

### (2) 不法投棄事案への対応

#### ①行為者等の特定及び厳正な対処

不法投棄された廃棄物について速やかに現地調査を実施し、可能な限り行為者等の特定を進め、行為者等による撤去を原則として指導を行います。行為者等が不明、行為者等による撤去が困難な場合には、市町村や関係機関と連携して撤去等を実施します。

また、悪質な不法投棄事案に対しては行政処分や刑事告発など厳正に対処し、適正処理を促していきます。